

静岡県告示第235号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

1 解除に係る保安林の所在場所

掛川市国安字同所新田3151の191（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中遠農林事務所及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）